

宇佐美小中学校運営協議会 内規 (案)

関連規則	内規(案)	解説
	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この内規は、宇佐美地区における「学校運営協議会」(以下「学運協」という。)が法定協議会であることに鑑み、「地域教育行政の組織と運営に関する法律」及び「伊東市立小中学校運営協議会規則」(以下「規則」という。)に即して、効率的、効果的かつ柔軟な活動ができるように、法令及び規則に定めのない事項について定めるものとする。</p>	学運協の一層の充実と向上を求めて内規を定める必要性について記載。
	<p>(準備部会)</p> <p>第2条 学運協の活動が一層効率的、効果的に行えるようにすることを目的に、「準備部会」を設置することができる。</p> <p>2. 「準備部会」は、学運協会長(以下「会長」という。)を部会長として、副会長を含んで、会長が指名する 7 名以内の学運協委員(以下「委員」という。)によって構成し、隨時開催することができる。</p> <p>3. 「準備部会」の任務は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)学運協の議題の抽出と整理 (2)学運協の議題に係る論点の整理 (3)学運協の議題に係る資料の収集、作成 (4)学運協の運営に係る諸事項の整理 (5)学校運営及び当該運営への必要な支援に係る課題の抽出と整理 	学運協内に「準備部会」を設置することができる規定。 部会の効率的な議論が行えるように、委員の数を 7 名以内とした。

	<p>(6)第1項の目的を達成するための必要な活動</p> <p>4.「準備部会」を開催したときは、第5条に準じて会議記録を作成する。</p> <p>5.前項の会議記録は第6条に準じて公開する。</p> <p>6.「準備部会」の活動は、直近の学運協で報告しなければならない。学運協開催までに時間がある場合は、委員に文書で報告する。</p>	
規則第2条	<p>(ワーキンググループ)</p> <p>第3条 規則第2条に規定する学運協の任務(学校運営及び当該運営への必要な支援に関する協議)に係る調査、研究を目的として、「ワーキンググループ」を設置することができる。</p> <p>2.「ワーキンググループ」は、会長及び会長が指名する複数の委員並びに規則第16条に規定する庶務(以下「事務局」という。)の担当者によって構成し、隨時開催することができる。</p> <p>3.「ワーキンググループ」のグループ長は会長が指名する。</p> <p>4.「ワーキンググループ」の活動に際しては、委員以外の方から意見等を聞くことができる。</p>	学運協で効果的に協議ができるように諸事項について調査、研究する機動的な機関を設置できる規定。
	<p>(議題の整理・提案)</p> <p>第4条 学運協の議題は、事務局において整理する他、第2条に規定する「準備部会」が設けられた場合は、「準備部会」において事前に整理する。</p> <p>2.学運協当日に口頭で議題を提案する場合は、出席委員の過半数の賛成により議題とすることができます。</p>	委員各位が積極的に議論できるように、誰でも議題の提案ができるようにする規定。
	<p>(会議記録の作成)</p> <p>第5条 学運協の会議は、会議記録を作成しなければならない。</p> <p>2.会議記録作成は次による。</p>	会議記録の作成は会議の最も重要な要素の一つであることから、最低限の記録作成のレベルを担保するその詳細に関する

	<p>(1)会議記録は、事務局において作成する。</p> <p>(2)開催日時、場所、出席者名(委員の他事務局等を含む)、予定した議題及び当日追加の議題を記載した上で、原則として議題ごとに協議の内容を記録する。採決をした場合は、その賛成の数を記録する。</p> <p>(3)要点記録とし、承認、協議等の経緯がわかるように記録する。</p> <p>(4)会議開催後1か月以内に会議記録を作成し、遅滞なく委員の確認を得なければならない。</p> <p>(5)上記に際して委員から修正の申し出がある場合は、修正の適否については、会長の判断による。</p> <p>(6)発言した委員の個人名の記載は必要としない。</p> <p>(7)会議記録作成のために録音する場合は、会議が始る前にその旨委員の了解を得る。</p>	る規定。
	<p>(会議記録の公開)</p> <p>第6条 前条により作成した会議記録は、公開を原則とする。ただし、規則第13条第1項第1号及び第2号に係る会議記録は公開しない。</p> <p>2.会議記録の公開に当たっては、規則第5条に定める「職務上知りえた秘密」に該当する部分は目隠しとする。</p> <p>3.公開の方法は、学運協ホームページを開設する場合はそれによる。</p> <p>4.地域住民等から会議記録の公開請求があった場合には、遅滞なく公開する。ただし、ホームページ、その他の方針により既に公開しているものはこの限りではない。</p>	<p>規則では会議は公開を原則としていることから、会議記録を公開すべき規定。</p> <p>地域住民に学校運営の参画を促すには、会議記録の公開は欠くことができない。</p>
規則第4条 第1項	<p>(学校運営に関する基本的な方針の内容)</p> <p>第8条 会長は、規則第4条第1項第1号から第3号までの各号が、「学校運営に関する基本的な方針」のどこに該当するか校長に説明を求めなけれ</p>	規則では、承認を受けるべき事項が具体的に3つ掲載されているので、その項目が校長から提出された資料のどの部分

	ばならない。	に該当するのか、重複する部分も含めて説明を求める規定。
規則第4条 第1項	(学校運営に関する基本的な方針の採決) 第9条 規則第4条第1項に係る「学校運営に関する基本的な方針の承認」は、拳手による採決とする。 2, 校長が委員の場合は、前項の採決に際しては、校長は採決に加わることはできない。 3, 前項の場合、出席委員の総数は、校長を除いた人数とする。	採決の方法に関する規定。学運協の重要な権限行使に係る場面なので、拍手や意義なしによる採決ではなく、委員各人が意思を明確にする「拳手採決」とする。 また、この場面で、承認を受ける者と承認をする者が同じであることを避けるための規定。
規則第4条 第2項	(学校運営に関する基本的な方針の承認) 第7条 会長は、規則第4条第2項の規定に基づき、「学校運営に関する基本的な方針の承認」の前に当該年度の学校運営を開始してはならない旨を事前に校長に申し入れなければならない。ただし、校長においてやむを得ない事情がある場合、当該承認を得るまでの間、「学校運営に関する基本的な方針」は暫定とし、その旨保護者に周知しなければならぬ、承認を得た後は、あらためて、その旨保護者に周知するよう、校長に申し入れなければならない。	当該年度において、学校は4月上旬には始る(即ち、学校運営が行われる)が、基本的な方針を承認する学運協が学校の始めた後に開催したのでは、校長は著しく規則に違反することになるので、そういう事態を避けるための規定。 基本的な方針の承認が前年度中に行われれば、ただし書き以降の状況は實際にはおこらない。 学運協は、基本的な方針の「承認」以外には、学校運営に直接関与する権限はないので、「申し入れ」とした。
規則第5条 第1項	(意見の申し出) 第10条 規則第5条第1項に係る「意見の申し出」に係る協議に際しては、	意見具申の手続きに関する具体的な規

	<p>次の手続きによる。</p> <p>(1)あらかじめ意見を提案する用意のある委員は、学運協の協議に供するため、事前に書面で事務局に提出する。</p> <p>(2)学運協当日に口頭で意見を提案する場合は、趣意を説明し、その場で事務局が意見の文案を作成し、しかる後にその書面をもって協議する。ただし、その場で文案を作成するいとまがない場合は、次回以降の学運協までに事務局において書面を作成し、その書面をもって協議する。</p> <p>2 .前項各号により協議がなった場合は、速やかに会長名で当該提出先に書面をもって意見を申し出るものとする。</p> <p>3 .会長は、前項の意見の申し出について、当該提出先から回答等があった時は、遅滞なく委員に報告するものとする。</p>	定。
規則第 6 条	<p>(協議の結果に関する積極的な情報の提供)</p> <p>第 11 条 規則第 6 条に規定する情報の積極的な提供に係る具体的な方法は、学運協が主体となる次のいずれかによる。また、複数の方法によることを妨げない。</p> <p>(1)ホームページの公開 (2)冊子の発行 (3)SNS による情報発信 (4)地区内回覧 (5)その他積極的な情報提供に資する方法</p> <p>2 ,前項各号の方法は、学運協予算を踏まえて、可能なものから実施する。</p>	地域住民に対する積極的な情報提供に関する具体的な方法に関する規定。
規則第 8 条	<p>(秘密の定義)</p> <p>第 12 条 規則第 8 条第 1 項に規定する「職務上知り得た秘密」は次のとおりとする。</p>	規則第 15 条に、委員の解任に関する規定があり、解任の要件の一つに「職務上知り得た秘密」を漏らすことが上げられてい

	<p>(1)公に知られていない事実であって、それを公表すると、学校運営あるいは市政運営に支障が生じるおそれのあるもの。</p> <p>(2)市民の利益を害するおそれがあるもの。</p> <p>(3)前各号に係る具体的な内容がある場合は、校長及び委員の意見を聞いて会長が判断する。</p> <p>(4)個人情報に関するもの。</p> <p>(5)規則第13条第1項第1号及び第2号に規定する会議の内容</p>	<p>ことから、委員の注意を喚起する規定。規則には「秘密の定義」に関する記載はない。</p>
規則第9条	<p>(委員の補欠選任)</p> <p>第13条 会長は、委員の数が掛けた時は、規則第9条に規定する委員の補欠選任の必要性について、実状に即して、その都度校長及び教育委員会と協議するものとする。</p>	<p>委員が掛けた時の補欠選任の権限は教育委員会にあるが、基本的には学運協マターであるので、その都度その必要性について協議する規定。補欠選任する場合に、その人選に関する協議は想定していない。</p>
規則第12条 第2項	<p>(委任状)</p> <p>第14条 規則第12条第2項に規定する会議を開くことのできる要件において、委員から委任状が提出された場合は、出席したものとして扱う。</p> <p>2.前項の委任状は、議決権を委任した旨がわかる書面、e-mail等とする。</p>	<p>委任状提出と会議の成立要件の整理。</p>
規則第17条 第1項 第2項	<p>(学校運営の評価)</p> <p>第15条 協議会は、規則第4条第1項及び第2項の規定に関連して、承認した事項に従って学校運営が行われたかを評価しなければならない。</p>	<p>承認した事項に基づき学校運営がなされたか否の評価がなければ、承認のしっぱなしとなり、協議会の活動が完結しない。</p>
規則第2条	<p>(協議会の自己評価)</p> <p>第16条 協議会は、規則第2条の規定に関連して、協議会の活動について</p>	<p>次年度以降の協議会の活動を一層充実したものとするため、自己評価を行う。</p>

	自己評価しなければならない。	
	<p>(委員就任の打診時の説明)</p> <p>第17条 新規に委員就任を打診する時は、会長は、校長あるいは教育委員会に、次の資料を配布して学運協の活動について説明すべきことを申し入れなければならない。</p> <p>(1)「地方教育行政の組織と運営に関する法律」、「社会教育法」等学運協に係る法律の体系</p> <p>(2)委員の身分(特別職地方公務員)</p> <p>(3)報酬の額及び報酬辞退の手続き</p> <p>(4)学運協の開催頻度及び1回の会議時間</p> <p>(5)その他必要な資料</p>	<p>既に学運協は設置されており、委員の選任に関しては学運協は無関心ではいられないことから、新たに委員となる可能性が高い場面では、重要な事項について説明しておくべき規定。</p> <p>委員の選任は、学運協の権限ではないので、「申し入れ」とした。</p>
	<p>(内規の改廃)</p> <p>第18条 この内規を改廃する時は、学運協の議決を経なければならない。</p> <p>2. 学運協を開催するいとまがないときは、会長が決定し、遅滞なく文書で委員に報告する。</p>	
	<p>附則</p> <p>第1条 この内規は、令和6年〇月〇日から適用する。</p>	